

平成24年8月の統一交渉団との面談時の大臣回答

平成24年8月23日

国立ハンセン病療養所の定員について

今般、国立ハンセン病療養所の入所者の皆様が、切実な思いを抱え、政府に強く抗議し改善を求める実力行使を決議されるまでに至ったことについて、そのような状況を作っていることは大変申し訳なく思っている。

国は、長年にわたるハンセン病隔離政策と「らい予防法」によってハンセン病政策の被害者に多大な苦痛と苦難を与えてきたことについて真摯に反省し、衷心より謝罪する立場にあり、かつ、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」や「国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する国会決議」を踏まえて対応しなければならない。

また、ハンセン病の後遺障害に加え、高齢化が進んでいる入所者が良好かつ平穏な療養生活を営むためには、入所者の実情に応じた療養体制、特に充実した介護の体制が不可欠となっている。

このような状況を考えあわせ、それらを切望する当事者の思いに政府として応えるためにも、官房長官や総務大臣とも協議しつつ対応策を真摯に検討し、平成25年度の定員を定める際には、国立ハンセン病療養所の定員が毎年度連続して大幅に減少している状況に歯止めをかけるとともに、期間業務職員（賃金職員を含む）の配置も含め、充実した介護体制を確保するよう、最大限努力していきたい。

なお、今後とも、国立ハンセン病療養所の入所者の方々が良好かつ平穏な療養生活を営むことができるよう、医療・介護の体制整備に努めてまいりたい。

厚生労働大臣 小宮山 洋子

平成25年1月24日

国立ハンセン病療養所の定員について

国立ハンセン病療養所の入所者の皆様が、政府に対し強く抗議し改善を求める実力行使を決議され、またその体制を継続されるに至っていることについて、大変申し訳ないと考えております。

昨年8月に当時の厚生労働大臣から、「平成25年度の定員を定める際には、国立ハンセン病療養所の定員が毎年度連続して大幅に減少している状況に歯止めをかけるとともに、期間業務職員（賃金職員を含む）の配置を含め、充実した介護体制を確保する」といった政府としての基本的な対応方針をお示ししたと承知しております。

先般、新たな政権が発足いたしました但、私としても、こうした基本方針は堅持しなければならないと考えており、

- ① まず、平成25年度の国立ハンセン病療養所の定員につきましては、平成24年度と同数を確保する方針で取り組みたいと考えています。
- ② また、上記の方針の下で、介護員の増を図るとともに、あわせて期間業務職員の補充に努め、入所者の実情に応じた療養体制、特に充実した介護体制を確保いたします。

国家公務員の定員については、行政改革の趣旨を踏まえつつ厳しく対応すると聞いておりますが、私としては、平成25年度の予算案に具体案を盛り込むべく、引き続き最大限の努力を重ねてまいりたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後とも、国立ハンセン病療養所の入所者の方々が良好かつ平穩な療養生活を営むことができるよう、医療・介護の体制整備に努めてまいります。何卒よろしく願いいたします。

厚生労働大臣 田村 憲久

国立ハンセン病療養所の平成25年度定員等について

定員の増減内容	増減員数
◎ 増員	+ 49 人
介護体制の強化（不自由者棟の介護員の増）	+ 30 人
歯科衛生体制の強化（歯科衛生士の増）	+ 6 人
看護業務管理体制の強化（副看護師長の増）	+ 13 人
◎ 定員削減	▲ 49 人
看護師の欠員の一部を充当	▲ 19 人
技能職(不自由者棟の介護員を除く)の退職後不補充により対応	▲ 30 人
差引	± 0 人

◎ 上記定員措置のほか、以下の対応を行う。

1. 介護員を期間業務職員から定員内職員に切り替えた場合(定員化)の後補充に努める。
2. 上記とは別に、再任用短時間勤務者の定数として看護師13名分を新設する。

